

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

養父市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県養父市長

## 公表日

令和4年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 母子保健に係る事務 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>2. 健康増進事業に係る事務 健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として、生活習慣病予防に着目した健康診査、各種がん検診及び保健指導等を行い、健康教育、健康相談他を実施することにより、市民の健康づくりを推進する。</p>
③システムの名称	<p>1. 健康家族システム</p> <p>2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</p> <p>3. 中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
健診情報ファイル、母子情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号及び別表第一第49項、第76項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条、第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 母子健康保険に係る事務 (別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項、70の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2の項</p> <p>2. 健康増進事業に係る事務 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第44条、第50条 (情報照会の根拠) 第38条の3、第39条、第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	養父市役所 健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 TEL 079-662-3161 FAX 079-662-7491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 健康課 TEL 079-662-3167 FAX 079-662-2601

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月18日	I 4. ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 17の項</p> <p>第一欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項 70の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)(情報提供の根拠)</p> <p>第19条、第30条、第44条(情報照会の根拠)</p> <p>第13条、第39条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項 70の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による妊娠又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」86の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 17の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」69の2</p>	事前	令和2年6月14日から適用となる母子保健法に関する事務、情報を追加するため修正
令和3年3月1日	I 1. ②事務概要	<p>1. 予防接種に係る事務</p> <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施・未接種者の把握及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。</p> <p>2. 母子保健に係る事務</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。</p>	<p>1. 予防接種に係る事務</p> <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施・未接種者の把握及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。</p> <p>2. 新型インフルエンザの予防接種に係る事務</p> <p>新型インフルエンザ等特別措置法(平成24年法律第31号)第28条に基づき行う特定接種と、法第46条に基づく住民接種を行う。予防接種の実施・未接種者の把握及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。</p> <p>3. 母子保健に係る事務</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。</p>	事前	
令和3年3月1日	I 3. 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一第10項、第49項、第76項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一第10項、第49項、第76項、第93項の2</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 4. ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項 70の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」 86の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 17の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」 69の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するため</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項 70の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」115の2の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 17の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導</p>	事前	
令和3年6月30日	I 1. ②事務の概要	3. 母子保健に係る事務 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。	3. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る事務 予防接種法第29条の規定により第1号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る事務を行う。 4. 母子保健に係る事務 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和3年6月30日	I 4.②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項 70の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」115の2の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 17の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 予防接種に係る事務</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る事務</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る事務 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項、16の3項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2項、16の3項、17の項、18の項、19の項、115の2の項</p> <p>4. 母子保健に係る事務 (別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項、70の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府経省令第7号) (情報提供の根拠) 第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) 第13条、第39条</p>	事後	
令和3年6月30日	I 7. 請求先	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 健康課 TEL 079-662-3167 FAX 079-662-2601	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 TEL 079-662-3161 FAX 079-662-7491	事後	
令和3年6月30日	II 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務に伴う対象人数の修正
令和3年6月30日	II 1. 対象人数	2019/6/30	令和3年6月1日	事後	計数時点見直しによる修正
令和3年6月30日	II 1. 取扱者数	2019/6/30	令和3年6月1日	事後	計数時点見直しによる修正
令和3年6月30日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月14日	I 1. ②事務の概要	<p>1. 予防接種に係る事務            予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち、政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施・未接種者の把握及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る事務            新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する事務を行う。</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る事務            予防接種法第29条の規定により第1号法定受託事務とされている新型コロナウイルスワクチンに係る特例的な臨時接種に係る事務を行う。</p>	削除		評価書の分割による修正
令和3年12月14日	I 3. 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号及び別表第一第10項、第49項、第76項、第93項の2</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号及び別表第一第49項、第76項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条、第54条</p>		評価書の分割による修正
令和3年12月14日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1. 予防接種に係る事務</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る事務            (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項、16の3項、115の2の項            (別表第二における情報照会の根拠) 16の2項、16の3項、17の項、18の項、19の項、115の2の項</p>	削除		評価書の分割による修正
令和3年12月14日	II 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		評価書の分割による修正
令和4年3月10日	I 1. ②事務の概要	<p>母子保健に係る事務            母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。</p>	<p>1. 母子保健に係る事務            母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>2. 健康増進事業に係る事務            健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として、生活習慣病予防に着眼した健康診査、各種がん検診及び保健指導等を行い、健康教育、健康相談他を実施することにより、市民の健康づくりを推進する。</p>	事前	健康増進事業に係る事務の追加
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二            (別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項、70の項            (別表第二における情報照会の根拠) 69の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第19条、第30条、第44条            (情報照会の根拠) 第39条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 母子健康保険に係る事務            (別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項、70の項            (別表第二における情報照会の根拠) 69の2の項</p> <p>2. 健康増進事業に係る事務            (別表第二における情報提供の根拠) 102の2項            (別表第二における情報照会の根拠) 102の2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第44条、第50条            (情報照会の根拠) 第38の3、第39条、第50条</p>	事前	健康増進事業に係る事務の追加
令和4年3月10日	II 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	健康増進事業に係る事務の追加